

Q



購入した資産について固定資産税がかからなくなる特例が新たにできたと聞いたのですが、こういった制度か教えてください。

A



先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が一定の資産を取得した場合に、固定資産税が3年間最大ゼロになります。

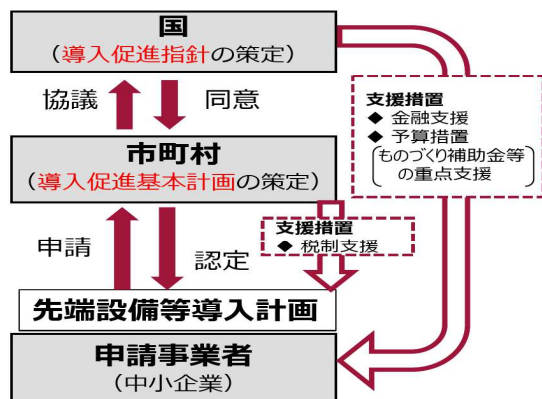
●改正概要●

生産性向上特別措置法に基づいて資産購入をした場合における固定資産税の軽減措置

減税

・先端設備等導入計画を市区町村に認定（労働生産性年平均3%以上向上）された後に、一定の資産を取得した場合、固定資産税の課税標準が最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市区町村が条例で定める割合を乗じた金額に軽減されます。

改正概要



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

※認定経営革新等支援機関は、労働生産性が年平均3%以上向上するかについて事前確認を行う

出典：経済産業省
一部加筆修正

【先端設備等導入計画認定のメリット】

- ① 上記固定資産税の軽減措置を受けることができる（適用要件は上記参照）
- ② 計画に戻る事業に必要な資金調達支援を受けることができる（信用保証）
- ③ 認定事業者に対する補助金（ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金など）における優先採択（審査時の加点）

※近畿圏内のうち、一定の市町村において、先端設備等導入計画の制度を導入しておりませんのでご注意ください。（大阪府下はすべての市区町村で導入されます）

生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)から平成33年3月31日までに取得等する対象資産について適用



POINT



従前の経営強化税制（平成31年3月31日まで）と異なり、対象資産は、**必ず計画認定後に取得しなければなりません**。あらかじめ計画認定を受けてください。また、補助金と絡めて申請等を行う場合は、事前にタイムテーブルを確認しておくことをお勧めします。